

# 私はイタリア人研究者です。どうぞご協力ください。

海外においての研究期間中、領収書が以下の規定に沿わない限り食費を返金してもらえません：

- 領収書またはレシートは印刷されたものであって、納税者番号が記載されていなければならない。手書きの領収書またはレシートは認められない。
- 一枚の領収書またはレシートには一人分の一食分のみが記載されておらなければならない。一食にたいして一枚の領収書またはレシートが必要である。
- 領収書またはレシートには、“セットメニュー、ドリンクつき”等、簡潔な明細が記載されていなければならない。明細の長すぎる領収書またはレシートは認められない。
- 領収書またはレシートは英語、または総務担当が理解できる言語で記載されていなければならない。

ご協力に心より感謝いたします！